

第1回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月20日（月）午後4時00分から午後5時05分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席者 金 蘭越町長
- 4 出席委員 15人
近藤 一祝 坂井 明治 杉本 峯一 石井 妙司
黒川 利光 坂野 幸夫 宮武 正人 高山 重人
金子辰四郎 中井 悟 伊藤 忠幸 岩間 勇市
吉田 靖志 西元 道啓 安田 伸二
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 会長の互選について
 - 第4 会長職務代理者の互選について
 - 第5 議席の決定について
 - 第6 農業委員の指導担当区域の設定について
 - 第7 専門委員会委員の選出及び正副委員長長の決定について
 - 第8 現況証明願いについて
 - 第9 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第10 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第11 農地法第6条第1項の規定による報告について
 - 第12 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第13 農用地区域の変更について
 - 第14 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 7 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史
農地係長 福岡 直樹

8 会議の概要

事務局
(木村局長)

蘭越町農業委員会総会に先立ちまして、7月20日付けで任命いたしました蘭越町農業委員の辞令交付を行います。金町長から交付いたしますのでその場で起立して受け取っていただきたいと思います。

【町長から交付】

事務局
(谷口局長)

ただ今から、第1回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は15名であり、過半数以上でありますので、本総会は成立いたします。それでは、開会にあたりまして、金町長よりご挨拶を申し上げます。

【金町長挨拶】

事務局
(谷口局長)

これからの議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定によりまして、会長が決定するまでの間、金町長に議長を務めていただきます。金町長、よろしく願いいたします。

議長
(金町長)

それでは、第1回蘭越町農業委員会総会の議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(金町長)

それでは、金子委員と坂野委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長
(金町長)

それでは、本日1日間と決定します。

議長
(金町長)

日程第3、会長の互選についてを議題とします。

どのような方法で、選出することがよろしいでしょうか。発言を求めます。

岩間委員

指名推薦でお願いしたいと思います。

議 長
(金町長)

ただ今、指名推薦という意見がありましたが、その他ご意見はございますか。

全委員

ありません。

議 長
(金町長)

それでは、指名推薦で決定します。委員の皆様から指名をお願いします。

岩間委員

中井 悟 委員にお願いしたいと思います。

議 長
(金町長)

ただ今、中井 悟 委員という発言がありましたが、他に発言はございませんか。

全委員

ありません。

議 長
(金町長)

それでは、皆様のご賛同をいただいたということで中井悟委員で決定してよろしいですね。

全委員

異議なし。

議 長
(金町長)

それでは、会長に中井 悟 委員を決定することといたします。ここで会長に互選されました中井委員から就任のご挨拶をいただきます。その場で起立してをお願いします。

【中井会長挨拶】

事務局
(木村局長)

町長につきましては公務がございますので、ここで退席いたします。どうもありがとうございました。

【町長退席】

それでは、会長が決定いたしましたので、中井会長の議長により進めて参りたいと思います。中井会長よろしくお願ひいたします。

議 長
(中井会長)

それでは再会いたします。日程第4、会長職務代理者の互選についてを議題とします。どのような方法で選出することがよろし

いでしょうか。お諮りいたします。

近藤委員 指名推薦でお願いしたいと思います。

議長
(中井会長) ただ今、指名推薦という意見がありましたが、その他ご意見はございますか。

全委員 ありません。

議長
(中井会長) それでは、指名推薦で決定します。委員の皆様から指名をお願いします。

近藤委員 西元委員にお願いしたいと思います。

議長
(中井会長) ただ今、西元委員という発言がありましたが、他に発言はございませんか。

全委員 ありません。

議長
(中井会長) それでは、西元委員で決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長
(中井会長) それでは、会長職務代理者に西元委員を決定することといたします。

ここで、会長職務代理者に互選されました西元委員から就任のご挨拶をいただきます。

【西元代理挨拶】

続きまして、日程第5、議席の決定についてを議題といたします。事務局から議席の決定方法について説明願います。

事務局
(福岡係長) 仮議席順に抽選を行っていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

議長
(中井会長) ただ今、事務局から抽選の提案がありましたが、よろしいでしょうか。

全委員	異議なし。
議 長 (中井会長)	<p>それでは、抽選とします。暫時休憩いたします。</p> <p>【仮議席順に抽選】</p> <p>再会いたします。事務局から議席の発表をお願いします。</p>
事務局 (福岡係長)	<p>それでは、仮議席順に発表いたします。金子委員 10番、中井委員 15番、坂野委員 12番、高山委員 3番、岩間委員 5番、吉田委員 8番、坂井委員 13番、宮武委員 6番、西元代理 7番、安田委員 11番、黒川委員 1番、伊藤委員 16番、石井委員 9番、近藤委員 2番、杉本委員 14番、以上になります。</p>
議 長 (中井会長)	<p>それでは、発表された議席に移動してください。暫時休憩いたします。</p> <p>【本議席に移動】</p> <p>再会します。日程第6、農業委員の指導担当区域の設定についてを議題とします。事務局から説明願います。</p>
事務局 (木村局長)	<p>ただ今、福岡係長から指導担当区域(案)をお配りさせていただきました。</p> <p>中立委員を除く14名で主担当区域を持っていただき、委員15名全員で補佐をする案とさせていただきます。</p> <p>可能な限り均等に割り振りができないものか、考慮しながら事務局で設定させていただきます。</p> <p>設定について、主体委員の考え方ですが各委員の推薦地区を勘案し設定させていただきました。</p> <p>また、補佐委員の設定につきましては、極力、近郊の地区となるよう留意し設定させていただきます。</p> <p>ご検討のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長 (中井会長)	<p>ただ今、事務局から担当区域案の説明がありましたが、ここで若干、各自閲覧の時間を設けることとし、暫時休憩といたします。</p>

議長
(中井会長)

再会します。先程、事務局から提案がありましたが、ご意見等
ございませんか。

全委員

ありません。

議長
(中井会長)

それでは、提案のあった指導担当区域で決定してよろしいでし
ょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、提案のあった指導担当区域で決定することとし、町
内の農事組合や関係機関に対して事務局から通知することといた
します。

日程第7、専門委員会委員の選出及び正副委員長の決定につい
てを議題といたします。

農地専門委員会と振興・農政専門委員会の2委員会となります
が、それぞれ、どのように決定することがよろしいか、お諮りい
たします。

5番
(岩間委員)

事務局腹案をお願いいたします。

議長
(中井会長)

事務局に腹案があればということですが、この方法でよろしい
でしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、事務局から腹案をお願いします。

事務局
(木村局長)

事務局から各専門委員会への配置についての腹案は有りますが、委員
長及び副委員長については、構成メンバーの中で協議し、決定して
いただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願
いいたします。

まず、農地専門委員会 坂井委員、石井委員、宮武委員、高山
委員、岩間委員、吉田委員、西元委員 計7名でございます。

次に、振興・農政専門委員会 近藤委員、杉本委員、金子委員、

坂野委員、黒川委員、中井委員、伊藤委員、安田委員 計8名で
ございます。

以上のとおり、腹案をご提案させていただきますので、ご審議
のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長
(中井会長)

ただ今、事務局から発表いたしました、あくまでも腹案であ
ります。委員の皆様の希望もあると思いますので、ご意見をいた
だきたいと思います。

全委員

異議なし。

議 長
(中井会長)

それでは、構成メンバーについては、事務局案のとおり、決定
いたします。

なお、正副委員長については、構成メンバーの中で決定してい
ただくことといたします。振興・農政専門委員会はこの場所で、
農地専門委員会は議員控室へ移動し協議決定してください。

それでは、暫時休憩といたします。

再会します。それでは、正副委員長をそれぞれの委員長から発
表してください。最初に農地専門委員会からお願いいたします。

8 番
(吉田委員)

農地専門委員会の委員長、副委員長を発表します。委員長は私、
副委員長は宮武委員に決まりました。よろしく願いいたします。

議 長
(中井会長)

続きまして、振興・農政専門委員会お願いいたします。

2 番
(樫委員)

振興・農政専門委員会の委員長、副委員長を発表します。委員
長は私、副委員長は安田委員に決まりました。よろしく願いい
たします。

議 長
(中井会長)

ただ今、発表されたとおり、決定しますので、今後ともよろし
くお願いいたします。

日程第8、議案第1号、現況証明願いについてを議題とします。
NO1からNO2について、上程します。

担当調査員から順次、調査の報告を願います。

2 番

1 番について、説明いたします。〇〇〇の畑、現地は農地採草

(近藤委員) 放牧地以外として判断しました。山田委員、杉本委員で確認しております。場所は、〇〇〇の付近です。よろしくお願いいたします。

16番
(伊藤委員) 7月4日に中井会長、西元代理で現地を確認しております。現況は農地として利用されております。場所は、〇〇にある農地となります。よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議長
(中井会長) 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了します。
議案第1号については、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長) 議案第2号 別紙の者から、農地等の所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年7月20日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

議 長
(中井会長)

引き続き、担当委員の補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇から〇〇へ向かったあたりにある農地です。

議 長
(中井会長)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長
(中井会長)

議案第2号については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第10、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可相当の可否について、議決を求めらる。令和2年7月20日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。申請理由は、〇〇転用するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員の補足説明を願います。

2番
(近藤委員)

内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇〇方面へ向かい、〇〇宅裏付近の農地となります。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

議案第3号については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第11、議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求め。令和2年7月20日提出、蘭越町農業委員会会長名。

各法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認をさせていただきます。別紙、「農地を所有できる法人の要件等の見直し」をご覧ください。

平成28年4月1日施行により、呼称が農地所有適格法人となりました。法人形態は、株式会社、持分会社または農事組合法人。事業要件は、売上高の過半が農業であること。

構成員・議決権要件は、農業関係者で常時従事者等の議決権が、総議決権の1/2超、農業関係者以外の構成員で保有できる議決権は、総議決権の1/2未満となっております。役員要件は、役員の過半が農業の常時従事者であり、年間150日以上。役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、年間60日以上となっております。

番号1、令和2年6月5日付けで〇〇〇より、同じく8日付け

で〇〇〇、11日付けで〇〇〇、26日付けで〇〇〇、9ページへ進み、番号5、同じく29日付けで〇〇〇、同月30日付けで〇〇〇、7月6日付けで〇〇〇より平成31年1月1日から令和元年12月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

なお、番号6番、〇〇の〇〇については、令和元年10月11日より〇〇〇へ変更となっております。〇〇氏については、取締役となっております。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、各項目について、質疑ありませんか。

7番
(西元代理)

〇〇について、〇〇〇の方に変更したと聞いたが、農業従事者というのは誰になるのか。

事務局
(福岡係長)

農業従事者は、〇〇氏と〇〇氏です。耕作時期になると蘭越へ来て、耕作に専念すると聞いております。

7番
(西元代理)

分かりました。

議長
(中井会長)

その他、質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、本案については原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第12、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO3について、一括、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和2年7月20日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年9月1日、対価の支払期限は令和2年8月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は、〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年8月5日から令和12年8月4日までの10年間です。価格は、〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年8月5日から令和7年8月4日日までの5年間です。価格は、総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇〇側にある4筆になります。よろしくお願いいたします。

7番
(西元代理)

内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇から〇〇へ向かい、〇〇へ入っていく〇〇さん宅付近です。よろしくお願いいたします。

3番
(高山委員)

内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇宅辺りの農地となります。よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員	異議なし。
議 長 (中井会長)	議案第5号については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。 日程第13、議案第6号 農用地区域の変更についてを議題とします。事務局から説明願います。
事務局 (福岡係長)	議案第6号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。令和2年7月20日提出。蘭越町農業委員会会長名。 今回協議があったのは、除外が2件、変更が1件、編入が2件です。 番号1番、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇の内、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。〇〇新設のため、除外するものです。なお、土地の所有者、〇〇〇さんの同意書が添付され申請されております。図面番号、議案第6号1番をご覧ください。場所は、〇〇〇宅から町道へ約〇〇〇m入ったところにある土地です。 番号2番、申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は原野、面積は〇〇〇㎡です。 申請地の現況は原野ですが、地番1筆すべてが農振農用地に指定されているため除外申請が必要となります。理由としては、〇〇〇するための除外であります。図面番号、議案第6号2番をご覧ください。土地は、〇〇〇さん宅から〇〇方面へ〇〇mくらい進んだあたりにある土地になります。 番号3番、申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇の内、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。〇〇〇新設のための用途変更であります。図面番号、議案第6号3番をご覧ください。場所は〇〇〇さん宅の裏手にある土地です。 次に、編入について、こちらは現在、農政係において中山間地域の見直しを行っており、その際に農用地区域外となっていた農地が見つかったことから、今回新たに農地としての優良品が高いため、編入するものです。 番号4番、図面番号、議案第6号4番をご覧ください。場所は、〇〇〇宅裏手にある土地です。 番号5番、図面番号、議案第6号5番をご覧ください。場所は、〇〇〇宅を〇〇挟んだ反対側にある土地です。 今回の変更は、除外が2筆で41, 538㎡、変更が1筆で1

66. 05㎡、編入が2筆で1,310㎡となります。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

議案第6号については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第14、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局
(福岡係長)

報告第1号 令和2年6月24日付けで、〇〇〇さんから、全農地の〇〇番〇外〇筆について、令和2年7月6日付けで、〇〇〇さんから、全農地の〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議長
(中井会長)

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(木村局長)

1つ目、後志地方農業委員会連合会、山麓地区農業委員会協議会臨時総会が来月中旬以降開催予定としております。

2つ目、山麓地区協議会研修会について、今年度の蘭越町開催は昨今のコロナウイルス事情により中止とし、次年度へ持ち越します。

3つ目、この後、本会場において委員協議会の臨時総会を開催いたします。

4つ目、次回の総会日程は、8月28日金曜日、13時30分とします。総会終了後に作柄状況調査を実施予定、服装は作業服にて参加をお願いします。詳細は後日案内いたします。よろしく
お願いいたします。

議長
(中井会長)

以上で、本日の総会に付議された案件の審議並びに報告事項は、
すべて終了いたしました。

これをもって第1回農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時05分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩